

## 大府市小中学校における情報セキュリティポリシー（基本方針）

大府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会及び教育委員会が所管する学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）が取り扱う情報資産を様々な脅威から保護し、児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の個人情報をはじめとする情報の機密性、完全性及び可用性を維持するため、この基本方針を定める。

この基本方針は、大府市情報セキュリティ基本方針（以下「市基本方針」という。）を踏まえつつ、学校における教育活動の特性（一人一台端末及びクラウドサービスの活用、児童生徒自身による情報の利用等）に応じた事項を定めるものであり、地方自治法第 244 条の 6 第 1 項に規定するサイバーセキュリティを確保するための方針として、教育委員会の決定により定め、同条第 2 項に基づき公表する。

この基本方針に定めのない事項については、市基本方針及びこれに基づく市の情報セキュリティ対策の例による。

### 1 目的

この基本方針は、学校等の情報資産を脅威から保護し、児童生徒及び教職員等が安全に情報を利活用できる環境を確保するため、教育委員会及び学校等が講ずべき情報セキュリティ対策の基本的な方針を定めることを目的とする。

### 2 用語の定義

この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。また、基本方針に定めのない用語の意義は、市基本方針の例による。

(1) 情報セキュリティポリシー

この基本方針及びこれに基づくセキュリティ運用規定（以下「運用規程」という。）

(2) 情報資産

ネットワーク及び情報システム並びにこれらで取り扱う情報（印刷した文書を含む。）  
その他これらに関する設備及び電磁的記録媒体をいう。

(3) 校務系

学校運営及び校務に用いる情報並びにこれらを取り扱う情報システムをいう。

(4) 学習系

授業その他の学習活動において児童生徒及び教職員が用いる情報並びにこれらを取り扱う情報システム（一人一台端末及びクラウドサービスの利用を含む。）をいう。

(5) クラウドサービス

事業者がインターネット等を通じて提供する情報処理サービスをいう。

(6) 教職員等

学校等に勤務する教職員及び学校等において業務に従事する者（委託事業者の従事者を含む。）をいう。

### 3 適用範囲

(1) この基本方針は、教育委員会、教育委員会事務局及び学校等に適用する。

(2) この基本方針は、教職員等に適用する。児童生徒による情報の利用については、この基本方針の趣旨に沿った指導及び支援を行う。

(3) この基本方針が対象とする情報資産は、校務系及び学習系の情報資産とする。

## 4 遵守義務

教職員等は、情報セキュリティポリシーの重要性について共通の認識を持つとともに、その遵守の義務を負う。委託事業者の従事者についても、契約に基づき同等の遵守を求める。

## 5 情報セキュリティ管理体制

学校等の情報資産について、責任者が率先して情報セキュリティ対策を推進し、及び管理する体制を確立する。教育長は学校等における情報セキュリティを統括し、各学校においては学校長を最高情報セキュリティ責任者とする。体制の詳細及び役割は、運用規程に定める。

## 6 情報資産の分類及び取扱い

- (1) 情報資産は、その内容及び重要度に応じて分類し、重要度に応じた管理を行う。取扱いに当たっては、次に掲げる事項を基本とし、分類の区分及び具体的な取扱方法は運用規程に定める。
- (2) 児童生徒の個人情報その他の機微な情報は、適切に保護された校務系の環境で管理し、必要のない複製、出力及び保存を行わない。
- (3) 外部記録媒体の使用及び情報の持ち出しは原則として制限し、やむを得ず持ち出す場合は、責任者の許可を得るとともに、暗号化その他の保護措置を講ずる。
- (4) 学習系のネットワーク及びクラウドサービスでは、学習活動に用いる重要度の低い情報を取り扱うものとし、重要な個人情報を保存又は送信しない。
- (5) 私用の端末及び個人で契約した情報サービスを学校内の業務中に使用しない。
- (6) 情報資産を廃棄する場合は、記録媒体の物理的破壊又は内容の確実な消去を行う。

## 7 情報資産に対する脅威

情報資産に対する脅威として、次の脅威を想定し、対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、不正プログラム、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による、情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等。
- (2) 情報資産の無断持ち出し、許可されていないソフトウェアの使用等の規定違反、操作・設定の誤り、管理の不備、外部委託管理の不備、機器の故障等の非意図的の要因による、情報資産の漏えい・破壊・消去等。
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等。
- (4) 感染症のまん延等による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等。
- (5) 電力・通信等のインフラの障害からの波及等。

## 8 情報セキュリティ対策

前項の脅威から情報資産を保護するため、次の対策を講ずる。

- (1) 物理的セキュリティ対策  
サーバー等を設置する施設、通信回線、教職員等が使用する端末及び一人一台端末の管理について、物理的な対策を講ずる。
- (2) 人的セキュリティ対策  
情報セキュリティに関する権限及び責任並びに教職員等が遵守すべき事項を定め、計画的に教育及び研修を行う。あわせて、児童生徒に対し、発達段階に応じた情報セキュリティに関する指導を行う。
- (3) 技術的セキュリティ対策

アクセス制御、認証、不正プログラム対策、ネットワーク管理、端末管理等の技術的な対策を講ずる。具体的な方式及び設定は、運用規程に定める。

(4) 運用

ネットワークの監視、ポリシー遵守状況の確認及びログの管理を行う。また、情報セキュリティに係る事故又はそのおそれ（インシデント）が生じた場合に備え、報告経路を定め、被害の拡大防止、復旧及び再発防止のための危機管理対策を講ずる。

(5) 外部委託

情報システムの開発、運用、保守等を外部に委託し、又はクラウドサービスを利用する場合は、情報セキュリティの確保に必要な要件を仕様書及び契約書に明記し、委託先に必要な措置を講じさせる。再委託を行う場合も同様とする。

(6) ソーシャルメディアサービスの利用

教育委員会又は学校等がソーシャルメディアサービスを利用する場合は、運用手順を定め、発信できる情報の範囲及び責任者を明確にするとともに、なりすまし及び不正アクセスの防止のための対策を講ずる。

(7) 生成 AI サービスの利用

生成 AI サービスを利用する場合は、教育委員会が別に定めるところにより、適切に利用する。

## 9 児童生徒等の個人情報の保護

教育委員会及び学校等は、児童生徒及び保護者の個人情報を関係法令に従い適正に取り扱う。児童生徒の学習成果物、写真等を学校外に公開する場合は、あらかじめ保護者の同意を得る等の適切な手続を行う。

### 10 運用規程の策定及び公開の取扱い

- (1) この基本方針に基づき、学校等における具体的な遵守事項、判断基準及び運用の手順を定める運用規程を策定する。運用規程は、文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」にいう対策基準及び実施手順に相当するものとして位置づける。
- (2) この基本方針は、地方自治法第 244 条の 6 第 2 項に基づき公表する。
- (3) 運用規程のうち、公にすることにより情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれのある部分（技術的な設定、ネットワーク構成、緊急連絡先等）は、非公開とすることができる。

### 11 監査及び自己点検

情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、定期的に情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

### 12 評価及び見直し

監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティを取り巻く状況の変化を踏まえ、この基本方針及び情報セキュリティ対策の評価を行い、必要に応じてこの基本方針の見直しを実施する。

## 附則

この基本方針は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

平成 23 年 4 月 1 日に施行した「大府市小中学校における情報セキュリティポリシー（基本方針）」は、この基本方針の施行の日をもって全部を改正したものとする。

## 改正履歴

制定 平成 23 年 4 月 1 日

改正 令和 8 年 4 月 1 日（地方自治法第 244 条の 6 第 1 項の方針として位置づけ、公表）